



2019年7月5日

各 位

会社名 クリナップ株式会社  
代表者名 代表取締役 社長執行役員 竹内 宏  
(コード番号 7955 東証第1部)  
問合せ先責任者 取締役 専務執行役員 川田 和弘  
(TEL 03-3894-4771)

### 当社元従業員による不正行為に関するお知らせ

この度、当社元従業員（以下、「当該元従業員」といいます）による不正行為（以下、「本件不正行為」といいます）が行われていたことが判明いたしました。社内で約3ヶ月間にわたり調査を行った結果、判明いたしました本件不正行為の概要及び当社の対応等につきまして、下記のとおりお知らせいたします。

このような事態が発生いたしましたことは誠に遺憾であり、株主・投資家の皆様をはじめ、関係者の皆様にご迷惑とご心配をおかけしますことを深くお詫び申し上げます。

今後は、当該元従業員に対して、法的責任の追及をするとともに、当社は本件不正行為が発生したことを厳粛に受け止め、グループ全体での徹底した再発防止策を実施してまいります。

### 記

#### 1. 本件不正行為の概要

2019年3月、当該元従業員が所属する当社営業所において特定の取付・設置業者への支払金額が実態よりも過大ではないかとの疑義が生じました。これに対して社内調査を行ったところ、当該元従業員が当社製品の取付・設置費を水増しして、その取付・設置業者から当社に請求をさせていました。その上で当該元従業員は、その取付・設置業者に当社から入金後に水増し相当額を自身の預金口座に送金させて、不正に金銭を受領していたことが判明しました。

本件不正行為が行われた期間は2013年3月から2019年1月の間にわたり、その金額は総額約1億2千万円になります。

#### 2. 当社の対応について

##### (1) 社内調査内容とその結果について

当該疑義の発生後、直ちに社内調査を開始いたしました。関連取引にかかる帳票類等の精査に加え、当該元従業員および社内・社外関係者に事情聴取を行うとともに顧問弁護士と協議するなど約3ヶ月間にわたり調査を行いました。その調査過程におきまして、当該元従業員が不正の事実を認めたことから、本件不正行為が明らかになりました。

また、本件不正行為以外に、同様の不正行為の有無についても調査を行いましたが、その存在は認められませんでした。

(2) 当該元従業員等の処分等について

当該元従業員は、2019年4月19日付で懲戒解雇処分としました。また、直属の管理者等についても社内規程に基づき懲戒処分としました。

当社では、損害額全額の回収を行うべく必要な措置を実施しております。なお、当該元従業員は、不正に受領した金銭を返済する意思を示しております。

(3) 常勤取締役の処分について

本件不正行為に対する管理監督責任を明確にするため、当社常勤取締役全員（7名）の月額基本報酬の25%を1ヵ月間減額します。

3. 業績に与える影響

本件不正行為による損害金相当額が当社の連結決算に与える影響は軽微であります。

4. 原因について

当社営業所から取付・設置業者への依頼は、そのほとんどは当社の取付・設置を担う子会社を介して行われており、営業所と子会社による取付・設置費の相互チェック機能が働いております。しかし、ごく一部に限られますが、取付・設置業者に直接依頼をすることができるため、当該元従業員は、その方法を悪用して取付・設置業者に対し着服の協力を強要していたため、チェック機能が働きませんでした。

5. 再発防止に向けた取り組みについて

営業所から取付・設置業者への依頼は、子会社を介して行うようルールを徹底するとともに、販売管理面における牽制機能をより高めるため、しくみの強化を進めてまいります。

また、当社では「クリナップグループ行動基準」を制定し、eラーニングや各種研修における教育など様々な機会を通じてコンプライアンス意識の浸透を行ってまいりました。しかしながら、本件不正行為が発生したことを厳粛に受け止め、「クリナップグループ行動基準」の適宜見直しとそれに伴う教育の徹底、本件不正行為の社内周知を行い、グループ全従業員に対しコンプライアンス意識のさらなる徹底に努めてまいります。

今後は、再発防止の確実な取り組みとさらなる内部統制のしくみの強化を実施してまいります。

以上